

平成22年3月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成22年3月26日（金曜日）午後2時00分から午後3時04分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第15号） 相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務室）

日程第 2（議案第16号） 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務室）

日程第 3（議案第17号） 非常勤の公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について（生涯学習部）

日程第 4（議案第18号） 教育財産の取得の申し出について（生涯学習部）

日程第 5（議案第19号） 平成22年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について（生涯学習部）

日程第 6（議案第20号） 平成22年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について（生涯学習部）

日程第 7（請願第 1号） 公立学校用教科書の採択について

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 金 川 純 子

委 員 齋 藤 文

○説明のために出席した者

教 育 局 長	榎 田 達 雄	教 育 環 境 部 長	三 沢 賢 一
学 校 教 育 部 長	小 宮 満 彦	生 涯 学 習 部 長	大 貫 英 明
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	柿 沢 正 史	教 育 総 務 室 担 当 課 長	田 中 雅 幸
教 育 総 務 室 総 括 副 主 幹	桐 生 卓 郎	教 育 総 務 室 主 任	土 屋 光 一 郎
学 校 教 育 部 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	佐 藤 陽 一	学 校 教 育 課 担 当 課 長	今 井 勉
学 校 教 育 課 担 当 課 長	土 肥 正 高	学 校 教 育 課 指 導 主 事	江 戸 谷 智 章
教 職 員 課 主 査	和 田 邦 昭	生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	和 田 隆 一
生 涯 学 習 課 担 当 課 長	庭 野 裕 行	生 涯 学 習 課 担 当 課 長	柿 澤 光 明
生 涯 学 習 課 主 査	田 中 正 彦	生 涯 学 習 部 参 事 兼 ス ポ ー ツ 課 長	西 原 巧
ス ポ ー ツ 課 担 当 課 長	大 貫 薫		

○事務局職員出席者

教 育 総 務 室 副 主 幹	杉 山 吏 一	教 育 総 務 室 主 任	坂 本 正 俊
教 育 総 務 室 主 任	大 谷 真 寿		

---

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、斎藤委員と金川委員を指名いたします。

なお、開会時におきます本日の傍聴人は 3 名でございます。

どうぞ、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

---

□相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 15 号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○柿沢教育総務室長 議案第 15 号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、政令指定都市移行に伴いまして、県費負担教職員の任命権が移譲されることによる当該教職員の任免等に係る内申の規定の削除その他所要の改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものでございます。

改正の内容でございますが、従来、県費負担教職員の任免等につきましては県教育委員会の権限ということで、市教育委員会といたしましては、県教育委員会に内申を行っておりましたが、政令指定都市移行に伴う県費負担教職員の任命権が移譲されることにより、内申に係る規定の削除とそれに伴う文言の整理をいたすものでございます。

なお、本規則の施行期日につきましては、平成 22 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で、議案第 15 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。ございま

せんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第15号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第15号は可決されました。

---

#### □相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第16号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○柿沢教育総務室長 議案第16号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、城山教育課、津久井教育課、相模湖教育課、藤野教育課の廃止、並びにふるさと自然体験教室の設置に伴いまして、相模原市教育委員会事務局の組織及び事務分掌の改正その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、城山教育課、津久井教育課、相模湖教育課及び藤野教育課を廃止し、分掌していた事務を生涯学習課で行うこととなることに伴う組織及び事務分掌の改正、並びにふるさと自然体験教室の設置に伴う組織としての位置づけ、分掌事務の規定、並びにその他所要の改正を行うものでございます。

施行期日でございますが、平成22年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 それでは、説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

第18条というのがございますけれども、これは分掌事務の特例ということでございますけれども、これは今まで4町にあったものを生涯学習課の課長が指定して担当させることができるということで、各4町の事務所の方に担当の人を置くということでございますよね。それをちょっと詳しくご説明していただけたら、ありがたいのですけれども。

○柿沢教育総務室長 それぞれの旧津久井の4課につきましては、これは課としての廃止と

なりますが、班としては残ります。ですから、生涯学習課の津久井教育班なり、城山教育班なりというような形で班として残りまして、そこに人も配置されるということで、それぞれの職員が、ここに書いてありますとおり、例えば学務課だとか、学校保健課だとか、スポーツ課だとか、そういった業務をそこで行っていくということで、この18条につきましては、それぞれ生涯学習課長がその所属の職員に対して指定し担任させることができるということになります。このそれぞれで行った事務につきましては、原課、例えばスポーツ課の仕事をしていた場合には、生涯学習課ということではなくてスポーツ課の方の決裁となるというような形で事務が処理されていくことになります。

◎溝口委員長 そうしますと、ここの4つの事務所には課長代理とか担当課長とか、そういう方もいて、その下に何名かの人がつくということになるのでしょうか。その人数までわかりましたら、お願いしたいと思いますが。

○柿沢教育総務室長 まず人数からいきますと、城山教育班には7名の配置ということになります。それから、津久井については5名、相模湖教育班については4名、藤野については4名ということで、今、委員長がおっしゃられたとおり、管理職の担当課長をそれぞれ置かせていただきまして、事務所で働くことになります。

◎金川委員 この規則を変えることによって、組織が少し変わるとか、名前が変わるとかということは感じられるのですけれども、城山とか津久井とか相模湖、藤野の子どもたちとか保護者から見た場合、注意するところとか、何か変わることはありますでしょうか。

○柿沢教育総務室長 これは従前のものは教育環境部にあったわけです。それが、今度は生涯学習部ということで、業務の内容についてかなり見直しをさせていただきまして、例えば青少年相談センターにかかわるものについては本課へ戻すというようなことになったり、いろいろやりくりがありまして、基本的に生涯学習関係が多く残ったというようなことでございます。それで、子どもさんとか親御さんにとって不便になるとか、何か影響があるというような、想定は今のところないと思っています。

◎溝口委員長 金川委員、よろしいでしょうか。

◎金川委員 そうですね、何か、教育のことで困ったことがあれば、今まではここに行けば全部解決してくれたのに、今度はちょっとそれが違ったことがあるというようなことがあるかなってちょっと思ったのですけど。まずそれがないように生活が進んでいくのであれば、大丈夫と思ったのですけど。

○三沢教育環境部長 今の委員のお話なのですけれども、おっしゃられるように、どちらか

という市の都合で津久井地域の地域自治区が、政令市になることによってなくなりますので、課が置けなくなったということで、これは行政側の都合でこういう組織にさせていただきました。ただ、今、委員がおっしゃられるような形で市民の方たち、子どもたち、それから場合によっては津久井地域の学校の学校長等に迷惑をかけてはいけないということで、先ほど定数も報告させていただきましたけれども、定数も減らさないということで、市の組織上の課長はいなくなるけれども、担当課長ということで、基本的には従前のおりの仕事を津久井地域でもしていくということで、今後、生涯学習部の中で従来どおりの仕事をさせていただきたいと、そういうふうを考えております。迷惑はかからないようにしたいと思っておりますので、ご承知をお願いいたします。

◎溝口委員長 そうですね、今までも合併によって大分、マイナス面とは言わないまでも、津久井4町の方々にとっては不便をかけるような面を何か聞いたこともありますので、組織が変わったことによって、今、金川委員がおっしゃったような地域住民の方々に不便をかけることのないような対応をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第16号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第16号は、可決されました。

---

#### □非常勤の公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第17号、非常勤の公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第17号、非常勤の公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案は、城山教育課、津久井教育課、相模湖教育課及び藤野教育課の廃止に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

改正の内容でございますが、これまで公民館使用料の減免及び還付の決定に関する事

務につきましては、津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町の各教育課が行っていたものでございますが、前の議案にございました点でございますけれども、平成22年4月1日からの組織改正に伴い、教育課が廃止されることから、これまで公民館長に事務委任してきた公民館の使用承認事務等に加え、新たに公民館長に事務委任するものでございます。

また、改正規則の施行期日につきましては、平成22年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第17号、非常勤の公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 確認なのですが、こちらの使用料の減免・還付の決定は城山、津久井、相模湖に限ってということではなくて、市全体の公民館がこれからこういう仕組みで決定するというところでよろしいのでしょうか。

○和田生涯学習課長 公民館の使用料につきましては、旧市では使用料そのものの規定がございません。基本的には無料でございます。津久井地域については4町とも有料規定がございますが、地域の方々のご利用の場合は減免をさせていただいて、無料の利用にさせていただいてございます。この件につきましては、使用の承認事務等は旧市も4町も同じなのですが、減免と還付については旧市にはなかったものを津久井地域の4町についてこういう規定がございますので、これについては今まで4教育課長が行っていたものを公民館長にお願いするという改正をさせていただくというものでございます。

◎斎藤委員 そもそも、同じ市の中で二つの仕組みがあるというのがすごく違和感があるのですけれども、それを統一するという話にはならなかったのですか。

○和田生涯学習課長 お話のとおりで、今、1市4町それぞれ制度がばらばらでございまして、1市4制度、5制度というような形になっているのですけれども、使用料につきましても4町ではばらばらでございます。開館時間、あるいは使用の区分等々も全部、4町でさえもばらばらでございまして、そういったところをある程度制度を統一していかなければいけないというようなところで、ここで社会教育委員会の方へ、昨年の12月にこの会議でご承認いただいて、諮問をさせていただきました。その中で、制度の統一に向けた方向づけを社会教育委員会の中で議論いただき、答申をいただきたいというようなところで、それを受けて、また、どういう形が一番望ましいのか、検討していきたいと思っ

ています。

◎**斎藤委員** では、その件に関してはまだ審議中なので、とりあえず、まだ制度が残っている間はこの規定が必要だというふうに理解すればよろしいですか。

○**和田生涯学習課長** そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

◎**小林委員** 今までは、いわゆる常勤の教育課長が事務処理をしていたわけですね、減免及び還付の決定に対して。それに対して、今度は非常勤の公民館長に移るということになる、事務のスピードの問題はいかがでしょうか。かなり遅れてくるとか、そういうことはないでしょうか。

○**和田生涯学習課長** 実際を言えば、各公民館で申請を受けて承認をします。すると、その申請用紙の中に、既に減免申請の部分も一緒に入っていて、それにはその窓口の方で、館長、それぞれの権限で承認するわけなのですが、後から教育課長の決裁をもらうということで、実態上、実務上は変更はない予定でございます。

◎**溝口委員長** ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ありませんので、これより採決を行います。

議案第17号、非常勤の公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ご異議ございませんので、議案第17号は可決されました。

---

#### □教育財産の取得の申し出について

◎**溝口委員長** 次に、日程4、議案第18号、教育財産の取得の申し出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**大貫生涯学習部長** 議案第18号、教育財産取得の申し出について、ご説明申し上げます。

本議案は、新磯公民館駐車場拡張用地の取得の申し出について、教育委員会に提案するところ急務を要したため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により、臨時に代理処理したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

財産取得の概要でございますが、資料があると思いますが、次のページの案内図をま



ずご覧いただきたいと存じます。赤く塗りつぶした部分が取得した用地でございます。

所在は、磯部字下耕地916番1外でございます。取得面積は、605.1㎡でございます。

取得の相手方は、臼井進氏で、取得価格は、7,624万2,600円でございます。

取得の目的としては、現在、駐車場不足を補うため21台分の臨時駐車場を整備しておりますが、4月13日をもって使用できなくなるため、この分の不足を補う駐車場用地として取得したものでございます。

なお、駐車場整備の完了につきましては7月末の予定でございます。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明は終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 緊急で代理処理がされたということなのですから、これだけの敷地を買うということですから、予算のこともございますし、なぜそれが緊急な用件だったのでしょうか。

○和田生涯学習課長 この新磯公民館の駐車場用地につきましては、平成20年度に大規模改修をさせていただきました。それで、大規模改修を実施したときに、あわせて増築工事もさせていただいて、大分、駐車場のスペースが少なくなりました。その少なくなったその間については、今、部長が説明したとおり、臨時駐車場として別の場所に21台分を臨時的に確保させていただいたと。それは早急に返還しなければいけないというような事情がございまして、去年の9月の補正予算で急遽、用地取得についての議案を提案させていただいて、取得をこの半年間の間にさせていただいたという部分で、ここで急遽取得をして、急いで対処する必要があるというようなことでございます。

◎斎藤委員 その7,600万円というのは。

○大貫生涯学習部長 予算につきましては、今、課長が言いましたとおり、事前に補正予算で、委員会でご説明申し上げたとおりでございます。これはいわゆる契約、相手方との契約が成立するという、この時期が緊急を要したということで、実際には予算をいただいても、いつ取得できるのかというのは相手方がいるものですから、それができなくて、委員会と委員会との間で契約の見込みが立ったことによって緊急を要したので、ということで、緊急の指定は契約、いわゆる取得について、代理処理させていただきましたということでございます。

◎溝口委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第18号、教育財産の取得の申し出についてを原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第18号は承認されました。

---

#### □平成22年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について

◎溝口委員長 次に、日程5、議案第19号、平成22年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第19号、平成22年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、社会教育法第13条の規定により、あらかじめ社会教育委員会会議の意見を聴くこととなっておりますので、ご提案するものでございます。

諮問する補助金交付団体は、表にありますとおり、3団体でございます。

まず相模原市立小中学校PTA連絡協議会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は16万円でございます。広報紙の発行事業に対して補助をするというものでございます。

次に、相模原市地域婦人団体連絡協議会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は9万8,000円でございます。広報紙の発行などによる環境問題等の啓発事業に対して補助をするものでございます。

次に、相模原市女性学習グループ連絡協議会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は3万円でございます。会報の発行や女性の学びに関する冊子作成などの事業に対して補助をするものでございます。

以上で、議案第19号、平成22年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付にかかわる諮問について、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 簡単で結構ですので、昨年度と今年度の違いですね、交付団体が違うとか、金額が変更になったとか、その点をちょっとご説明いただけますか。

○和田生涯学習課長 相模原市立小中学校のPTA連絡協議会の補助金につきましては、21年度は42万円で行っていました。それを16万円に減額をさせていただきました。この理由につきましては、補助対象事業のほかに、委託事業として家庭教育事業が行われていたというところで、この事業を各学校のPTA単位からブロック単位に変更したというところで、こちらの連絡協議会の補助金に係る部分のブロック事業については廃止がされたというところで減額になりました。

地域婦人団体連絡協議会、これは9万8,000円で昨年と同様でございます。

女性学習グループ連絡協議会につきましては、21年度の4万3,000円が22年度は3万円で、1万3,000円の減額になってございます。これにつきましては、連絡協議会の事業の見直しの中で、今まで補助対象となっておりました学習会を委託事業である研究集会へ統合するということによりまして、補助対象事業の経費が減少したために1万3,000円の減額をさせていただいたという内容でございます。

◎斎藤委員 交付団体につきましては、ほかに。

○和田生涯学習課長 昨年はこの団体以外に相模湖に、千木良婦人会、与瀬グリーンクラブの2団体がございまして、藤野に藤野婦人会、名倉婦人会がございました。これにつきましては、今年度、活動を中止するというのが千木良婦人会でございまして、活動は存続するけれど、補助金は必要ありませんというところが与瀬グリーンクラブ、藤野婦人会、名倉婦人会でございました。昨年はこの4婦人会に、補助金1万7,000円を相模湖の2婦人会にそれぞれ、藤野については2万8,000円を2婦人会にそれぞれ交付させていただいてございましたが、今回については遠慮するというようなことで、今回はなしということでございます。

◎斎藤委員 団体の方から辞退されたということですか。

○和田生涯学習課長 はい、そうですね。活動は存続させていただくけれど、額も額ですの、自分たちで活動は続けさせていただくと、補助金は遠慮しますということでございました。

◎小林委員 先ほどのPTAの連絡協議会のご説明ですが、マイナス26万円の減になっていますよね、昨年から比べてみて。それはいわゆる委託事業分のブロック単位の家庭教育

の事業だと。すると、26万円減った部分というのは、そのブロックの方で行われる事業に回るのかどうか、否か。あるいはそのブロックの事業は廃止されてしまうのかどうか。その辺をお願いいたします。

○和田生涯学習課長 ブロック事業については、今回、補助対象事業に係るブロック事業と家庭教育に係るブロック事業が両方ございまして、PTAの方でも、事業的にも、スケジュール的にもいろいろとございまして、なかなかブロック事業を二つもできないというような話がございまして、委託業務としての家庭教育事業はブロック事業として実施をさせていただきますが、この連絡協議会の補助対象のブロック事業としては減額、なしということにさせていただきました。

◎小林委員 はい、わかりました。

◎金川委員 補助金交付の団体なのですけれども、環境に関してのこととか学びに関して研究している団体ってこれだけではないと思うのですが、どうしてこの三つの団体が補助金対象の団体なのか、教えていただきたいのですけど。

○大貫生涯学習部長 補助金について、簡単にご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、社会教育関係団体への補助金そのものは、戦後の新しい社会教育法の中では禁止がされていまして。これは憲法89条により、公の支配に属さない教育に対して、公金を支出してはならないという、こういう規定がございまして。

その後、いわゆる法改正の中で、社会教育にかかわる、自ら学習し、他を教育する団体、これが社会教育関係団体の定義でございましてすけれども、その団体の直接、教育の用に要さない経費、いわゆる事務的な経費、総合連絡、あるいは広報、こういったものについては支出することができるというような規定が追加されました。その際には、社会教育委員会を設けて、そこにあらかじめ意見を聴くことという、国においては国の審議会の事前の意見をあらかじめ聴くことということが規定されました。これは戦前の、いわゆる教育関係団体をコントロールする、サポートコントロールというのでしょうか、お金を出すことによって、当時の社会情勢の中で、国威発揚ということのために公金を支出して、そういう団体をつくって、国全体をそういう方へ持っていったというような、そういう背景の中からそういうことがされてきたと。

それで、今、金川委員が言われた部分、社会教育関係団体についてはそういうことなのですが、地方自治体としては長が行政の執行をする中で、必要と認める団体に補助金を支出することができます。これについては、先ほどの環境については環境部の方、あるいは

は文化については従前、教育委員会が実施しておりましたが、現在は市長にその事務を渡しておりますので、そちらの方で文化団体等について、かつては社会教育関係団体という形で支出していたものが市長の方の補助金として支出されています。ですから、環境とか、あるいは文化ですとか、そういったものに対しては社会教育関係団体という枠ではないところで支出をされています。

ただ、やはりその内容によっては教育委員会が支出する場合は、先ほど冒頭で長々と説明しましたけども、教育そのものに対する支出というのは教育委員会はあくまでもできませんので、今回の場合は社会教育関係団体の補助金として申請があったのは三つと。前年まではほかの相模湖町ですか、そういったところの人もあると。今回はこの三つだったと。この三つについて、いわゆる補助金を支出できる内容があるかどうかということを経務局の方で勘案し、申請側とお話をした中で妥当であるというところを予算要求させていただいて、そして、その支出をするのに当たって、13条に基づいて社会教育委員会に諮問させていただきたいということで、今日ご提案をさせていただいているという、そういう状況です。ですから、補助金は環境とか、あるいは安心・安全ですとか、あるいは自治会ですとか、そういったところには市の部局から団体の活動を補助するという形で補助金は支出されております。

◎溝口委員長 相模原市立小中学校のうち、PTAがない学校はあるのでしょうか。それと、PTA連絡協議会に入っていない学校はあるのでしょうか。その辺をちょっと具体的に。

○和田生涯学習課長 PTAにつきましては、全校に設置されてございます。ただ、市P連に加入されていない学校がございまして、今現在、旧市では1つの中学校、津久井地域では6校のPTAがまだ入ってございません。津久井地域の青根小・中学校はPTAが1つになってございますので、全部で7校、6PTAが未加入になってございます。

◎溝口委員長 それに関連して、前からこの7校、6PTAは入っていなかったような感じがするのですが、市としてはこの7校、6PTAについて、連絡協議会に入るようには指導されているのですか。それとも、そういうのは一切しないのでしょうか。

○和田生涯学習課長 行政としては、このPTAも任意団体でございまして、私どもは市P連の方に、なるべく入っていないところのPTAについても入っていただくような形で、今、市P連の方で接触はしているということを伺っています。

◎溝口委員長 ちょっとさみしいですね。ほかの2団体については、そういう関係というのでしょうかね、入ったり入らなかったりというのはないと思うのですが、PTAだけ、そ

の7校、6PTAは入っていないというのがあるという団体にこういう補助金を出すというのは何かちょっとこう、割り切れないものがあるように私は感じるのですけれども、その辺は特に、生涯学習課長としては問題とはしていないわけなのではないでしょうか。

○和田生涯学習課長 私どもは市立小中学校PTA連絡協議会に補助金を支出させていただいたり、あるいは委託事業を実施していただいたりしてございます。これは全市的にPTAの連絡協議会、PTAの運営・活動の水準を図るために、私どもは支出をさせていただいておりますので、やはり全校、全PTAが市P連に入っただくことが一番望ましいとは思ってございますので、今後も市P連を通じて、お話し合いをさせていただきたいと思っています。

◎溝口委員長 ありがとうございます。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第19号、平成22年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付に係る諮問についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第19号は可決されました。

---

#### □平成22年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について

◎溝口委員長 次に、日程6、議案第20号、平成22年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第20号、平成22年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、スポーツ振興法第23条の規定に基づき、あらかじめ相模原市スポーツ振興審議会の意見を聴くこととなっておりますので、ご提案するものでございます。

諮問する補助金交付団体は、表にありますとおり、12団体でございます。

まず財団法人相模原市体育協会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は9,340万5,000円でございます。少年海外スポーツ交流事業、スポーツ指導者

養成事業、体育協会加盟の33種目協会への助成などの事業に対して補助する事業費、それから事務室、事務機器の賃借料等を補助する管理費、財団法人相模原市体育協会へ派遣する市の職員の人件費等を補助する人件費が内訳となっております。

次に、相模原市体育指導委員連絡協議会の補助金でございますが、平成22年度の補助金額は13万9,000円でございますが、スポーツ振興に関する啓発事業や研修会などの事業に対して補助をするものでございます。

城山体育振興協議会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は203万円でございますが、コミュニティスポーツ大会などの事業に対して補助をするものでございます。

津久井体育振興会連絡協議会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は126万円でございますが、加盟7団体への助成事業に対して補助をするものでございます。

相模湖社会体育振興会連絡協議会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は19万8,000円でございますが、ソフトバレーボール大会などの事業に対して補助をするものでございます。

特定非営利活動法人神奈川県ボート協会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は150万円でございますが、相模湖レガッタの実施に要する経費の補助をするものでございます。

吉野スポーツ振興会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は6万7,000円でございますが、体育祭などの事業に対して補助をするものでございます。

小淵地区スポーツ振興会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は6万円でございますが、ハイキングなどの事業に対して補助をするものでございます。

沢井スポーツ振興会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は4万5,000円でございますが、マレットゴルフなどの事業に対して補助をするものでございます。

名倉スポーツ振興会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は6万7,000円でございますが、バドミントン大会などの事業に対して補助をするものでございます。

日連地区スポーツ振興会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は6万7,000円でございますが、ゴルフ大会などの事業に対して補助をするものでございます。

牧野地域スポーツ振興会への補助金でございますが、平成22年度の補助金額は6万7,000円でございますが、ゲートボール大会などの事業に対して補助をするものでござい

ます。

以上で、議案第20号、平成22年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問につきまして、ご説明させていただきました。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 補助金額を算定する基本的な考え方、いわゆる算定基準ですかね、それと、昨年度比について、まずお伺いしたいと思います。その2点をお願いできればと思います。

○西原スポーツ課長 補助金額の基本的な考え方ですが、体育協会につきましては、それぞれの事業がございます。種目協会ですとか、そういったことの事業に対する、先ほど説明しましたように、補助ですとか、派遣している職員の人件費とか、そういったことがございます。それと、城山の体育振興会ですとか津久井の体育振興会、藤野につきましてはそれぞれの地区ごとに振興会を補助しているものですが、これにつきましては、合併前のさまざまな補助があったわけなのですが、それを合併後も引き継ぐ形で補助をしてございます。ただ、補助金の見直しを毎年精査いたしまして、減額をしているところでございます。昨年度の比としましては、体育協会につきましては昨年が1億300万円です。それから、体育指導委員連絡協議会が同額の13万9,000円です。それから、城山体育振興協議会が207万円でございます。津久井体育振興会連絡協議会が145万円です。相模湖の社会体育振興会連絡協議会が33万1,000円です。それから、神奈川県のパート協会が190万円です。次が藤野地区になりますけれども、藤野地区については同額となっております。

◎小林委員 そうなりますと、例えば相模湖は33万1,000円だったのが今度は19万8,000円で、内容的にはソフトバレーボール大会の事業の補助金となっておりますが、事業縮小と考えざるを得ないのかどうか。今までの、昨年の補助金が多過ぎたのか、どちらが適正なのか、その辺がちょっと見えてこないのですが。例えば、津久井の体育振興会も145万円だったのが今度は126万円で、これは助成事業への補助ということですが、助成のところが減ってくるのかどうか。その辺をちょっとご説明いただければと思います。

○西原スポーツ課長 旧町の体育振興会につきましては、それぞれ特徴がございまして、例えば相模湖につきましては、旧相模原という公民館の体育事業にシフトをしている部分がございます。それで、こちらの部分が減っているということはございます。それと、城山につきましては減額率が少ないのですが、その前の年には記念品ですとか、商品です



とか、その辺のところを精査しまして、かなりカットをしております。それと、津久井につきましても、事業の削減ではなくて、城山と同じように商品代等の削減というふうになってございます。

◎小林委員 はい、わかりました。

◎溝口委員長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第20号、平成22年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

---

#### □公立学校用教科書の採択について

◎溝口委員長 次に、日程7、請願第1号、公立学校用教科書の採択についてを議題といたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 請願の②のところに、調査研究に観点を設けてくださいというふうに書かれているのですが、具体的にこの観点を決めるスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

◎溝口委員長 観点を設けてくださいと書いてありますが、スケジュール等について、何か、事務局の方で説明していただくとありがたいのですが。

○今井学校教育課担当課長 実はこの採択については、国からの通知に基づいて事務を進めるものでございまして、今現在、その通知はまだ受け取っておりませんので、事務的には進めておりませんが、例年ですと4月の中旬に国から通知が発送されて、それを受けて、この観点を、市独自のものを制作するという順番になってございます。

◎溝口委員長 要するに、まだ来ていないということですね。

○今井学校教育課担当課長 はい。

◎溝口委員長 下の方に、「今回」というところがございまして、真ん中辺でしょうか、「神奈川県教育委員会では」というような文章があって、平成22年1月12日に定例会で採択し、というふうになっておりますが、これについては何か具体的な文書等が本市に

届いているのでしょうか。

○今井学校教育課担当課長 この点についても、正式な文書については本市で受け取っておりません。

◎溝口委員長 届いていないということですね。

○今井学校教育課担当課長 はい。

◎溝口委員長 そうしますと、国からの通知もいまだにないということですし、県からのこの「定例会で採択し」という、これも正式な文書は今、手元にないという、そういう状況でございます。その辺を含めたご意見をお願いしたいと思います。

◎斎藤委員 そうしますと、教科書評価の観点を見直しをするかどうかという審議も現段階ではできないということですね。

◎溝口委員長 はい、現段階ではちょっとできないということなのですね。

◎斎藤委員 4月以降、国や県の状況を見て、市としてどうしていくかを考えていかなきゃいけないということもありますと。

◎溝口委員長 そうということになると思いますけれども。

◎斎藤委員 そうしますと、現時点では、この請願に関する審議は難しいかなと思いますけれども。

◎小林委員 今、斎藤委員もおっしゃいましたけれども、手元に何もない状況で論議するのも非常に危険だし、もし、通知が来た段階で論議するとなれば、本日はこれはもう継続審議という形にして、ちょっと時間をかけて検討していきたいと、そういうふうに私は思います。

◎溝口委員長 はい、わかりました。金川委員はどうですか。

◎金川委員 同じです。

◎溝口委員長 同じですか。

では、この請願第1号につきましては、継続審議とすることはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、請願第1号、公立学校用教科書の採択については、継続審議とすることにいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

ここでちょっと私の方から報告しておきたいことがございます。

3月12日に清新中学校の卒業式に行ってまいりました。それから、3月24日には広

陵小学校の卒業式に行ってみりました。両校とも非常に礼儀正しく、よくできていた卒業式でございまして、私も感動して帰ってきた次第でございます。校長先生を始め、諸先生方が一生懸命に児童、生徒を指導した成果が表れておったのではないかというふうに感じた次第でございます。

以上、ご報告させていただきます。

ほかに何か、委員の皆様の方でご報告することはございますでしょうか。

◎小林委員 私も、3月12日が中沢中、3月19日が中野小、24日が広田小と3校の卒業式に参加しました。基本的な選び方としては、退職する校長に対する労いとか、お礼の意味を含めて、訪問させていただきました。

そして、中沢中でございますけれども、子どもたちの参加の服装、あるいは全体の身だしなみといたしますか、立ち居振る舞いに非常に品性があって、一糸乱れずの姿が気持ちのいい卒業式でございました。また、卒業式には地域の方々の連携を思わせる自治会の方々等の参加があって、非常に学校と地域が結びついているなという感覚の卒業式でございました。

それから、中野小、広田小は大体スタイルは同じなのですが、小学校1年生から全校生徒を参加させているのですね。今まで拝見してまして、1年生が在校代表の5年生の指示に従ってぴたっと動きまして、約2時間を超える式典の中でほとんど身動きしないで参加したということ。また、式の終わりの中で、1年生が涙するシーンがありました。多分、学校全体の中で、上級生、下級生の交流が非常に密に行われていることが背景にあるのかなと思います。

そういう意味でも、いずれの卒業式に参加いたしましても、子どもたちの成長ぶりを見まして、教育のなせる技のすごさというのを身近に感じてまいりました。非常に気持ちのいい卒業式でございました。

以上、3校の報告です。

◎溝口委員長 はい、どうもありがとうございました。ほかにいかがですか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 以上、報告をさせていただきました。

では、最後に、次回の会議予定日でございますが、4月22日木曜日、午後3時から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は4月22日木曜日、午後3時の開催予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、定例会を閉会いたします。

---

□閉 会

午後3時04分 閉会